

議第 6 号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 6 日

高島市長 福 井 正 明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

建物

2 処分する財産の明細

名 称	所 在 地	構造および規模
新旭針江靱調整施設共同作業所	高島市新旭町針江 1 5 7 8 番地	鉄骨造平屋建 1 7 2 . 2 3 m ²

3 処分の相手方

農事組合法人針江農事改良組合

4 処分の方法

譲与

5 処分年月日

令和 2 年 3 月 3 1 日

6 処分の理由

施設の適切な維持管理を図り、地域住民が主体的に活用する農業用施設として、農事組合法人針江農事改良組合に譲与するものである。